平成２８年（フ）第７号
山口県萩市大字堀内152番地８
債務者　白上由紀江
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
山口地方裁判所萩支部
平成２８年（フ）第１６号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田779番地１
債務者　廣重　義登
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第１７号
福岡県三潴郡大木町大字前牟田779番地１
債務者　廣重ヒサ子
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係
平成２８年（フ）第１９号
鹿児島県薩摩川内市山之口町4514番地１　センチュリー21　202号
債務者　中村　昭夫
1　決定年月日時　平成28年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２８年（フ）第３９号
北海道勇払郡厚真町字豊川339番地の６
債務者　佐々木あすな（旧姓間瀬）
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部
平成２８年（フ）第１３号
秋田県大館市字小釈迦内道下80番地、前住所秋田市新屋松美町５番15号ベルハウス102号
債務者　沢田　　碧
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２８年（フ）第１９号
群馬県桐生市新里町新川1321番地８
債務者　稲木　良明
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２８年（フ）第３１号
金沢市東蚊爪町ト31番地６
債務者　西島　真悟
1　決定年月日時　平成28年４月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
金沢地方裁判所民事部
平成２８年（フ）第３７号
三重県鈴鹿市東旭が丘４丁目２番54号
債務者　川端　由久
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
津地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第４３号
三重県四日市市生桑町67番地４
債務者　伴　　和子
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２８年（フ）第４７号
三重県桑名市大字森忠911番地２　夕日ヶ丘住宅112号
債務者　西岡　良**起**
1　決定年月日時　平成28年４月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２８年（フ）第１２８号
京都市山科区大塚元屋敷町35番地１　グリーンハイム平井203、前住所京都市山科区東野中井ノ上町19番地の37
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第２２８号
京都市西京区大枝北福西町２丁目８番地２
債務者　村上　　聡
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第２８９号
京都市山科区厨子奥尾上町21番地４　ヴィラ東海10号館209
債務者　前田　竜季
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第３０２号
京都市左京区北白川西伊織町２番地
債務者　松岡　　忍
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第３０７号
京都市伏見区向島鷹場町104番地８　向島市営住宅10―１棟409号
債務者　岡田美由紀
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２８年（フ）第３１５号
京都府長岡京市神足３丁目３番５号　富士マンション103
債務者　大賀　　学
1　決定年月日時　平成28年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係